

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和7年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R7. 5. 23	次の基準を満たす職員（再任用職員及び臨時的任用職員を含む。） 令和7年6月1日から令和7年9月30日までの間における在職期間が ①108日以上 ②93日以上108日未満 ③62日以上93日未満 ④31日以上62日未満 ⑤16日以上31日未満 ⑥16日未満	酷暑期における職員の保健及び元氣回復を図るため、令和7年6月1日から同年11月30日までの期間に、①の職員には5日、②の職員には4日、③の職員には3日、④の職員には2日、⑤の職員には1日、臨時休暇を与える。⑥の職員の臨時休暇は0日とする。（半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。）

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R7. 8. 5	消防局消防部担当課長（指令管制等）及び消防局消防部指令課に属する者（所属長が指定する者に限る。）	研修等の時間に応じた柔軟な働き方を可能とするため、新たに勤務時間の割振りを行うもの
R8. 2. 24	緑消防署警防地域第一課及び第二課に属する者（所属長が指定する者に限る。）	昼間時間帯のみに稼働する昼間救急隊の増設に伴い、規定を整備するもの
R8. 3. 24	スポーツ市民局住民課に勤務する職員のうち、個人番号カードの臨時交付窓口における業務に従事する課長補佐、主任及び主事 子ども青少年局児童福祉センターに勤務する職員のうち、中央児童相談所相談課における児童の相談、指導、家庭復帰若しくは心理学的判定又は児童虐待に関する業務に従事する者	マイナンバーカードサービスコーナーの開庁日時に対応するため、新たに勤務時間の割振りを行うもの 休憩時間を45分とする新たな勤務時間の割振りを行うもの

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

(根拠規定 地公法第24条第5項、職員の給与に関する条例第6条の2第2項)

承認年月日	内 容
R8. 2. 10	教育職給料表(2)の職務の級4級の職員に同表備考第2項の規定の適用を受けることとしたことに伴い、同表備考第2項の規定の適用を受ける職務の級4級の職員の調整基本額を定めるもの。

イ 管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容
R8. 3. 25	行政職給料表等の適用を受ける職員	管理職手当の額の改正
		任用段階
		区分
		額
		局長級
		2 種
		133, 000
		部長級
		3 種
		118, 000
		4 種
		107, 000
		課長級
		5 種
		97, 000
		6 種
		77, 000
		7 種
		69, 000
		8 種
		58, 000
	暫定再任用職員	管理職手当の額の改正
		任用段階
		区分
		額
		局長級
		2 種
		95, 000
		部長級
		3 種
		85, 000
		4 種
		70, 000
		課長級
		5 種
		64, 000
		6 種
		47, 000
		7 種
		43, 000
		8 種
		38, 000
	西部地域療育センター担当課長	8 種
	教育委員会事務局内部部局担当局長	2 種
	教育委員会事務局幼稚園園長	12 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
国民体育大会等に選手等として参加	15